

岐阜県公報

目次

岐阜県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を 定める規則の一部を改正する規則	(市町村課) (同)	ページ 一
---	---------------	----------

規則

号外 (一) 平成二十三年三月三十日

岐阜県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十五号

岐阜県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県住民基本台帳法施行細則(平成十四年岐阜県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(一)」の下に「及び岐阜県住民基本台帳法施行条例(平成十四年岐阜県条例第七号。以下「条例」という。)」を加える。

第四条の次に次の一条を加える。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第五条 条例第四条第一号及び第二号の規定による保存期間に係る本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成十四年総務省告示第三百三十四号)によるものとする。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十六号

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則（平成十五年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「別表」を「別表第一」に改め、同条第四項中「別表第四号」を「別表第十四号」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の前に次の二項を加える。

12 条例別表第十二号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年岐阜県条例第九号。以下この項において「条例」という。）第五条第一項の規定による承認の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答
- 二 条例第五条第二項の規定により制度に加入した者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

三 条例第八条第一項の規定により年金の支給を受ける心身障害者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

四 条例第十四条の二第一項の脱退一時金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 条例第十八条第三項第二号又は同条第四項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

13 条例別表第十三号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年岐阜県条例第二十二号）第二条第一項若しくは第三項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第六条第一項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

第二条第三項中「別表第三号」を「別表第十一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第二項中「別表第二号」を「別表第十号」に改め、同項を同条第十項とし、同項の前に次の六項を加える。

4 条例別表第四号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 採石法第三十二条の七第一項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

5 条例別表第五号の規則で定める事務は、宗教法（昭和二十六年法律第二百一十六号）第二十五条第四項の規定による書類の写しの提出に係る宗教法人の役員生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

6 条例別表第六号の規則で定める事務は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支払を受けた者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

7 条例別表第七号の規則で定める事務は、母子及び寡婦福祉法（昭和二十九年法律第二百二十九号）による母子福祉資金貸付金若しくは寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者若しくはその連帯借主若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

8 条例別表第八号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第三条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 砂利採取法第九条第一項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

9 条例別表第九号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十九条の二第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 介護保険法第六十九条の四の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

第二条第一項中「別表第一号」を「別表第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

条例別表第二号の規則で定める事務は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条第二項の規定による費用の全部又は一部の徴収に関する本人又はその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

2 条例別表第二号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 肥料取締法昭和二十五年法律第百二十七号(第四条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答)

二 肥料取締法第十三条第一項、第十六条の二第一項若しくは第三項、第二十二條若しくは第二十三條の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査第二條に次の二項を加える。

15 条例別表第十五号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 岐阜県選奨生奨学金貸与規則(昭和五十八年岐阜県規則第四十三号)による選奨生奨学金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

二 岐阜県高等学校奨学金貸与規則(平成十四年岐阜県規則第七十三号)による高等学校奨学金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

三 岐阜県子育て支援奨学金貸与規則(平成十八年岐阜県規則第四百一十一号)による子育て支援奨学金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

四 岐阜県看護職員修学資金貸付規則(昭和四十二年岐阜県規則第七十三号)による修学資金の貸付けを受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

五 岐阜県看護特別修学資金貸付規則(平成四年岐阜県規則第二十六号)による看護特別修学資金の貸付けを受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

六 岐阜県高齢者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則(平成十五年岐阜県規則第六十五号)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の岐阜県高齢者住宅整備資金貸付規則(昭和四十九年岐阜県規則第七十八号)による高齢者住宅整備資金の貸付けを受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

七 岐阜県障害者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則(平成十五年岐阜県規則第七十号)附則第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の岐阜県障害者住宅整備資金貸付規則(昭和四十九年岐阜県規則第八十六号)による障害者住宅整備資金の貸付けを受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

16 条例別表第十六号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 岐阜県公有林緑化県行造林条例(昭和三十年岐阜県条例第二十一号)による分収に係る造林の契約に係る土地所有者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

二 紀元二千六百年記念林造成規則(昭和十六年岐阜県告示第三百二十七号)による分収に係る造林の契約に係る土地所有者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

第二條の次に次の一條を加える。

(条例別表第二の規則で定める事務)

第三條 条例別表第二教育委員会の項第一号の規則で定める事務は、岐阜県立高等学校授業料等徴収条例(昭和四十三年岐阜県条例第二十二号)による授業料及び入学金の徴収に関する県立高等学校に在学中の生徒若しくは在学していた生徒又はこれらの保護者若しくは相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

2 条例別表第二教育委員会の項第二号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 岐阜県選奨生奨学金貸与規則による選奨生奨学金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

二 岐阜県高等学校奨学金貸与規則による高等学校奨学金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

三 岐阜県子育て支援奨学金貸与規則による子育て支援奨学金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

四 岐阜県地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金貸与規則を廃止する規則(平成十四年岐阜県規則第百一十二号)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の岐阜県地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金貸与規則(昭和五十七年岐阜県規則第八十七号)による地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

五 岐阜県高等学校校定時制課程通信制課程修学奨励費貸付規則(昭和四十九年岐阜県規則第百四十六号)による高等学校校定時制課程通信制課程修学奨励費の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

3 条例別表第二監査委員の項の規則で定める事務は、地方自治法(昭和二十二年法律

第六十七号)第二百四十二条第一項の規定による監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

2 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年岐阜県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八第一項の規定により加入申込者及びその扶養する心身障害者の本人確認情報(同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)を利用することができる場合は、第一号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第十条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により加入者及び心身障害者の本人確認情報を利用することができる場合は、次に掲げる書類の添付を省略することができる。

第十二条第二項中「前項第五号」を「第一項第五号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第三号に掲げる死亡・重度障害届書(条例第十八条第三項第二号の届出の場合に限る。)が、年金受給権者となる日(死亡の日又は住民票の届出を添えて提出する日)の日である。

第十二条に次の一項を加える。

4 前二項の規定により届出をする場合は、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により年金受給権者の本人確認情報を利用するに当たっては、戸籍簿の住民票の写しの添付を省略するものとする。

「 1 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し、
知事が住民基本台帳法第 30 条の 8 第 1 項の規定により加入申込者及びその扶養する心身障害者の本人確認情報を利用することができる場合は、住民票の写しの添付を省略することができます。」

の 2

附則第二十一号第三号中

「 2 加入者及び心身障害者の住民票(ただし、加入者名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍及び心身障害者の氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)の抄本)」

「 2 加入者及び心身障害者の住民票の写し(加入者及び心身障害者へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本が住民基本台帳法第 30 条の 8 第 1 項の規定により加入者の本人確認情報を利用することができる場合は、住付を省略することができます。」

心身障害者の氏名

と、ただし、知

入者及び心身障

民票の写しの添

付

「 年 月 日に加入者・心身障害者・年金管理者

が死亡した・重度障害となったので、岐阜県心身障害者扶養

共済制度条例第 18 条の規定により届け出ます。

「 年 月 日に加入者・心身障害者・年金管理者・

死亡した・重度障害となったので、岐阜県心身障害者扶養共

済制度条例第 18 条の規定により届け出ます。

ただし、知事が住民基本台帳法第 30 条の 8 第 1 項

年金受給権者が死亡した場合は、戸籍の抄本又は

添付書類 年金受給権者が死亡した場合は、戸籍の抄本又は

ただし、知事が住民基本台帳法第 30 条の 8 第 1 項

年金受給権者が死亡した場合は、戸籍の抄本又は

添付書類 年金受給権者が死亡した場合は、戸籍の抄本又は

住民票の写し。 住民票の

規定により年

金は、住民票

の

「 添付書類

別記第二十七号様式申「添付書類 戸籍の抄本又は住民票の写し」を

30
す
せ

戸籍の抄本又は住民票の写し。ただし、知事が住民基本台帳法第
八の八第一項の規定により年金受給権者の本人確認情報を利用
することができる場合は、住民票の写しの添付を省略することがで
きる。
#。

(岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

3 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年岐阜県規則
第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次のただし書を加える。

ただし、知事が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八第
一項の規定により登録の申請者の本人確認情報(同法第三十条の五第一項に規定す
る本人確認情報をいう。以下同じ。)を利用することができる場合は、第一号に掲げ
る書類の添付を省略することができる。

第五条第三項に次のただし書を加える。

ただし、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により変更の届出者の
本人確認情報を利用することができる場合は、第一号に掲げる書類の添付を省略す
ることができる。

平成二十三年三月三十日発行

発行者

岐阜県
岐阜市数田南一丁目一番一
号
庁

編集

各務原市テクノプラザ一
一
ブイ・アール・テクノセンター